

第五十五回 参議院農林水産委員会會議録第三号

昭和四十二年四月十八日(火曜日)
午前十時三十三分開会

事務局側
常任委員会専門 官出 秀雄君

委員の異動
三月三十一日

田村 賢作君
補欠選任
西川甚五郎君

四月一日

西川甚五郎君
北條 雋八君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

政府委員

農林政務次官
農林大臣官房長
農林大臣官房予
算課長
大河原太一郎君

櫻井 志郎君
田村 賢作君
高橋雄之助君
温水 三郎君
堀本 宜実君
森部 隆輔君
八木 一郎君
武内 五郎君
村田 秀三君
矢山 有作君
渡辺 勘吉君
北條 雋八君

本日の會議に付した案件
○農林水産政策に関する調査
(昭和四十二年度農林省関係の施策及び予算に
関する件)

○委員長(野知浩之君) ただいまから農林水産委
員会を開会いたします。

農林水産政策に関する調査として、昭和四十二
年度農林省関係の施策及び予算に関する件を議題
といたします。

政府から予算の説明を聴取いたします。久保農
林政務次官。

○政府委員(久保勘一君) 昭和四十二年度農林関
係予算について、その概要を御説明申し上げます。

まず、昭和四十二年度の一般会計における農林
関係予算の総体につきましては、農林省所管合計
額は四千四百五十一億円で、これに総理府、大蔵
省、文部省、労働省及び建設省所管経費並びに新設
の石炭対策特別会計に振りかえらるる鉱害復旧
事業費を加えた農林関係予算の合計額は五千十三
億円となります。これを昭和四十一年度当初予算
四千五百八十五億円に比較しますと、四百二十八
億円の増加となりますが、さらにこれを予算編成
上変動要因の多い食糧管理特別会計繰り入れ、災
害復旧等事業費等を控除した金額で比較しますと
と、昭和四十二年年度予算は三千五百十五億円で、昭
和四十一年度当初予算は二千九百四十九億円とな
り、五百六十六億円の増加となっております。

この予算の編成にあたりましては、国民食糧の
安定的な供給を確保し、農林漁業の生産性と農林
漁業従事者の所得の向上をはかるという農林漁業
政策の基本的目標に沿ひ、農林漁業生産基盤の整
備、農林漁業生産対策の拡充、生鮮食料品等の価
格安定及び流通改善対策の強化、農林漁業構造改
善の推進、農山漁村対策の充実、農林漁業金融の
改善等の主要施策を推進するための経費を重点的
に計上することとしております。

以下、この農林関係予算の重点事項について御
説明します。

第一に、農林漁業生産基盤の整備に関する予算
について申し上げます。

農業に關しましては、農業の生産性の向上、農
業生産の選択的拡大及び農業構造の改善の方向に
即して農業生産基盤の整備強化をはかるため、土
地改良長期計画に基づき、基幹かんがい排水施設
及び圃場条件の整備、農用地の開発、農地防災等
の諸事業を積極的に推進することとし、総額千三
百五億九千八百万円を計上してあります。

なお、農林漁業用揮発油税財源身がわりの農道
整備事業につきましては、揮発油税の全額に見合
う九十七億五千万円をこれに充当することとし、
事業量の大幅な拡充をはかることとしてあります。

また、これらの事業の円滑な推進をはかるた
め、都道府県官かんがい排水事業及び各種草地改
良事業の採択基準の緩和、団体営諸事業について
の農林漁業金融公庫資金の貸し付け金利の引き下
げ等、農民負担の軽減をはかることとしてあります。

林業に關しましては、林業生産基盤の整備と森
林資源の開発をはかるため、林道の補助体系を整
備してその開設を積極化することとし、林道事業
について総額九十二億四千万円を計上してありま
す。

なお、農林漁業用揮発油税財源身がわりの林道
整備事業につきましては、農免農道と同様、揮発
油税の全額に見合う八億七千五百万円を充当し、
事業量の拡充をはかることとしてあります。

造林事業につきましては、低開発広葉樹地帯に
おける拡大造林の積極的推進をはかるための助成
の強化等を行なうこととし、六十三億二千万円を
計上してあります。

また、治山事業につきましては、治山事業五カ
年計画に基づき民有林及び国有林の治山事業を推
進することとし、水源林造成事業及び国有林野内
臨時治山事業をあわせ、総額二百五十五億六千五
百万円を計上してあります。

漁業に關しましては、第三次漁港整備計画によ
る漁港修築事業等を計画的に推進することとし、
総額百三十四億六千五百万円を計上することとし
てあります。

また、農林漁業用揮発油税財源身がわりの漁港
関連道整備事業につきましては、農免農道と同様
揮発油税の全額に見合う八億七千五百万円を充
当し、事業量の拡充をはかることとし、大型魚礁設
置事業及び浅海漁場開発計画調査につきましても
その拡充強化をはかることとし、総額十四億七千
五百万円を計上してあります。

第二に、農林漁業生産対策に関する予算につ
いて申し上げます。

まず、米麦生産対策につきましては、近年にお
ける稲作の動向等にかんがみ、稲作の生産性の向
上と米生産の維持増大を進めることとし、高
率、高反収の米生産の実現を期するため、引き続
き稲作総合改善集約指導事業、高度集団栽培促進
事業、米麦生産流通合理化モデルプラント設置事
業等を推進するとともに、麦についても麦の主産
地における作付拡大、品質の改善等を内容とする
麦対策を実施することとしてあります。

このほか、農作物種子対策、地力保全事業、植

物防疫事業等を引き続き推進することとしており、以上をあわせ米麦生産対策に要する経費として十七億三千八百万円を計上しております。

次に、畜産生産振興対策について申し上げます。

まず、飼料自給度の向上をはかるため、草地改良事業の推進と並行して新たに既耕地における飼料作物の増産を目的とした飼料作物増産総合対策を実施するとともに、最近における酪農経営及び肉牛資源の動向にかんがみ、酪農については多頭飼養による生産性の高い経営を育成しつつ安定した生乳生産を確保し、肉用牛飼養については、肉牛資源の維持増大を助長するため、従来の各種家畜導入事業を統合整備し、農業協同組合等及び都道府県を通ずる新たな家畜導入制度を確立することとしております。

このほか、乳用雌牛の育成強化策としての乳用牛集団育成事業の拡充、繁殖素牛の供給体制を整備するための肉用牛繁殖育成センター設置事業の充実、乳用牛、肉用牛、豚及び鶏の育種と普及のための家畜の改良増殖の推進、多頭羽飼養の進展に対応するための自衛防疫の促進等、家畜衛生の強化等の諸施策を推進することとし、以上をあわせ畜産生産振興対策として八十一億三千五百万円を計上しております。

次に、園芸生産振興対策について申し上げます。

まず、野菜対策につきましては、大消費地域における需要の見通しに即応して、野菜指定産地の計画の育成をはかることとし、このため、指定野菜の拡大及び野菜指定産地の追加指定を行なうとともに、生産出荷近代化計画の樹立を進め、生産出荷近代化事業を拡充実施することとしております。

果樹対策につきましては、果実需要の見通しに即応した生産の安定的拡大と生産性の向上をはかるため各都道府県の果樹振興計画及び濃密生産団地計画の樹立を行なうとともに、引き続き果樹農業機械化研修施設の開設のための準備を進めることとしております。

ととしております。

また、地域特産農業推進対策につきましては、地域農業において重要な地位を占めている特産農産物についてその生産性を向上し、地域農業者の所得の向上と国際競争力の強化に資するため新たに各地域の実情に応じ農作業の機械化、流通施設の近代化等を内容とする地域特産農業推進事業を実施することとしております。

さらに、甘味資源対策につきましては、てん菜及びサトウキビについてその生産性の向上をはかるため、省力栽培機械、移殖合理化施設等の導入を内容とする生産合理化推進地区の設置事業を行なうこととしております。

以上を合わせ園芸生産振興対策として二十四億七千五百万円を計上しております。

養蚕対策につきましては、養蚕経営の近代化をはかるため、新たに、吐蚕飼育施設、桑園管理用機械の設置等を内容とする養蚕経営合理化促進施設設置事業を実施することとし、九千九百万円を計上しております。

林業生産対策につきましては、引き続き優良種苗確保事業、森林病害虫等防除事業、素材生産合理化事業等を実施することとし、これらに要する経費五億九千九百万円を計上しております。

漁業生産対策につきましては、中小漁業の振興のための金融改善措置を実施するほか、内水面漁業の振興をはかるため、引き続き地域振興対策事業等を推進するとともに、水産資源の保護培養のため、保護水面の設定、各種放流事業等を拡充強化することとし、これらに要する経費六億二百万円を計上しております。

第三は、生鮮食料品等の価格安定及び流通の改善対策の拡充に関する予算について申し上げます。

まず、畜産物の価格安定及び流通改善対策につきましては、酪農経営の安定並びに牛乳の生産及び消費の円滑な拡大をはかるため、引き続き加工原料乳に対する不足払い制度に必要な交付金等、及び学校給食用牛乳供給に必要な交付金を畜産振

興事業団に交付するとともに、食肉等の流通改善のため、引き続き食肉センターの設置等を推進することとし、これらに要する経費八十八億八千五百万円を計上しております。

次に、野菜の価格安定及び青果物流通改善対策につきましては、大消費地域における野菜の需要に見通しに即応した野菜指定産地の計画の育成とあわせて青果物の出荷調整対策等を推進するとともに、野菜生産出荷安定資金協会が行なう野菜の価格補てん事業を拡充することとし、これらに要する経費三億二千八百万円を計上しております。

水産物の価格安定及び流通改善対策につきましては、引き続き冷凍多獲性魚の流通調整事業、産地流通加工施設建設事業等を推進するとともに、新たに産地及び消費地における水産物の流通情報の収集及び提供事業を試験的に行なうこととし、これらに要する経費三億六千七百万円を計上しております。

生鮮食料品等の流通施設の整備等につきましては、中央卸売市場の整備を促進するとともに、新たに生産者団体による生鮮食料品の合理的な出荷調整等に資するための集配センターの実験的設置、食料品小売業の近代化のための公設小売市場の整備等を推進することとしております。このほか、生鮮食料品の流通消費改善を促進するため、食料品の規格、品質等についての調査を進めるほか、生産者向けのラジオによる市況放送、消費者向けのテレビによる市況動向、食料品の合理的な利用方法等の放送等を拡充するとともに、生鮮食料品の生産及び流通に関する情報の迅速な収集及び提供を行なうため、農林本省及び統計調査事務所にテレタイプ網を設置することとし、これらに要する経費十五億五百万円を計上しております。

第四に、農林漁業の構造改善の推進に関する予算について申し上げます。

まず、農業構造改善事業につきましては、総額二百十四億六千八百万円を計上し、新規の事業実施地域を五百五十、計画樹立市町村を五百として、前年度からの継続分とあわせ地域の実情に即

して事業の円滑な推進をはかることとしており、また、引き続き事業終了地域の経営管理の指導等を推進するほか、農業経済圏における広域の農業近代化施設等の整備をはかるためすでに着手している二地域に加えて計画の樹立された残り八地域全部について事業を実施することとしております。

なお、農業情勢の進展に即応して農業構造の抜本的改善をはかるため、経営規模の拡大方策、協業の助長方策、農業自営者の老後の生活の安定や経営の移譲の促進方策等について総合的視野から調査検討を行なうこととし、これに要する経費二千五百万円を計上しております。

林業構造改善事業につきましては、三十五億五千四百万円を計上し、新規の事業実施地域を百、計画樹立市町村を百三十として、前年度からの継続分とあわせ事業の計画的な推進をはかることとしております。

沿岸漁業構造改善事業につきましては、十六億九千四百万円を計上し、計画樹立四地域、経営近代化促進事業の新規実施九地域について、継続分とあわせ経営近代化促進事業及び漁場改良造成事業の計画的な推進をはかることとし、新たに経営近代化促進事業の終了後、調査を行なっていた五地域について補正整備事業を実施することとしております。

第五に、農山漁村対策を拡充するための予算について申し上げます。

まず、農林漁業の後継者対策につきましては、次代をになう優秀な青少年等を育成確保するため、農業後継者育成資金の貸し付けワク的大幅な拡充をはかるほか、農業経営者養成のための研修教育施設の整備、農山漁村の青少年の集団活動の育成対策及び中央青年研修施設の整備を推進することとし、これらに要する経費六億一千九百万円を計上しております。

次に、農山漁村の環境整備につきましては、都市に比べて立ちあがった農山漁村の生活環境や社会環境の近代化をはかるため、農林漁業用道路の

また、農業改良資金制度につきましては、特に農業後継者資金及び農家生活改善資金について従来の農林漁業用揮発油稅財源身がわり事業の対象外とするともに、貸し付けワクを倍増し、技術導入資金をも含めた總貸し付けワクを八十二億圓に拡大し、これに要する經費二十六億七百万圓を

また、林業関係につきましては、さきに述べましたもののほか、森林計画制度及び保安林整備について六億五千万円、入り会い林野の整備促進対策として四千二百万円、森林組合等の育成対策

第三に、昭和四十二年度から新九に政府が漁業共済にかかるとする保険事業を実施することに伴い、従来の漁船再保険特別会計を改組して漁船再保険及漁業共済保険特別会計とし、この会計において漁船再保険事業の継続実施と漁業共済保険事業の新規実施を行なうこととしております。

請願者 長野市妻科長野県議会議長 尾崎

その者（その者が第百十六条第一項第二号に掲げる団体であるときは、その構成員のすべて）の営む当該種類の養殖業に係る養殖水産動植物及び養殖施設で共済目的とすることができ、そのものすべてを共済目的とし、その養殖業においてその養殖業を営む者が当該共済責任期間中に追加する養殖水産動植物（当該養殖水産動植物と同種のものに限り）及び追加する養殖施設がある場合にはそのすべてを共済目的とすることを約する場合でなければ、組合は、その者と共済契約を締結することができない。

第百十九条第二項及び第百二十条第三項中「第百十四条第二号」を「第百十四条第三号」に改める。

第百二十四条第三項中「前二項を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項第一号中「第百十四条第一号」の下に「若しくは第二号」を加え、「同条第二号」を「同条第三号」に改め、同条第一号中「第百十四条第二号」を「第百十四条第三号」に、「第百十八条第三項」を「第百十八条第四項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 養殖共済の対象とする種類の養殖業のうち、その養殖業に係る経営事情及び養殖共済の共済事故の発生の態様に照らしてその養殖業に係る養殖共済の養殖水産動植物に係る共済金の支払につき特例を定める必要があるものとして政令で定める種類の養殖業に係る養殖共済については、その養殖共済の養殖水産動植物に係る共済金は、前項の規定にかかわらず、共済契約ごとに、当該共済責任期間における当該共済目的についての共済事故による損害額の合計額が当該共済価額に百分の三十をこえない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額をこえる場合に支払うものとし、その金額は、共済契約ごとに、当該損害額の合計額のうちそのこえる部分の金額に当該共済契約に係る第百二十条第一項の割合を乗じて得た金額とする。

第百四十条及び第百四十一条を次のように改める。

（再共済金額）
第百四十条 連合会の再共済金額は、次に掲げるところとする。

一 漁獲共済及び養殖共済に係るものにあつては、共済契約ごとに、次に掲げる金額を合計して得た金額

イ 当該共済契約に係る共済金額のうち、連合会が組合とその支払についての責任を分担すべき部分の金額として政令で定めるところにより漁獲共済に係るものにあつては漁業の種類、養殖共済に係るものにあつては養殖業の種類に応じ組合の共済責任に係る危険の態様を勘案して農林大臣が定める方法により算定される金額（以下「団体責任分担共済金額」という。）をこえる部分の金額

ロ 当該共済契約に係る団体責任分担共済金額に百分の八十をこえない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額

二 漁具共済に係るものにあつては、共済契約に係る共済金額に百分の九十をこえない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額

（純再共済掛金）
第百四十一条 連合会の純再共済掛金の金額は、次に掲げるところとする。

一 漁獲共済及び養殖共済に係るものにあつては、共済契約に係る共済金額に当該共済契約に係る純共済掛金率の限度となつた基準共済掛金率を乗じて得た金額のうち、漁獲共済に係るものにあつては前条第一号イの漁業の種類、養殖共済に係るものにあつては同号イの養殖業の種類に応じ、連合会の再共済責任に係る危険に対応するものとして農林大臣の定めるところにより算定される部分の金額

二 漁具共済に係るものにあつては、再共済金額に共済契約に係る純共済掛金率（農林大臣が第百三十三条第二項の規定により基準となる率を定めているものについては、純共済掛金率の限度となつたその基準となる率）を乗じて得た金額

（再共済金）
第百四十三条 連合会の再共済金の金額は、次に掲げるところとする。

一 漁獲共済及び養殖共済に係るものにあつては、共済契約ごとに、次に掲げる金額

イ 会員が支払うべき共済金の金額が当該共済契約に係る団体責任分担共済金額以下である場合にあっては、当該共済金の金額に第百四十条第一号ロの政令で定める割合を乗じて得た金額

ロ 会員が支払うべき共済金の金額が当該共済契約に係る団体責任分担共済金額をこえる場合にあっては、そのこえる部分の金額と当該共済契約に係る団体責任分担共済金額に第百四十条第一号ロの政令で定める割合を乗じて得た金額とを合計して得た金額

二 漁具共済に係るものにあつては、会員が支払うべき共済金の金額に第百四十条第二号の政令で定める割合を乗じて得た金額

（代位の場合に於ける権利の取得）
第百四十六条の次に次の一項を加える。

第百四十六条の二 再共済金の支払を受けた会員が第百二十五条又は第百三十七条において準用する商法第六百六十一条の規定により権利を取得した場合に、連合会は、その権利につき、その再共済金の金額のその再共済金に係る共済金の金額に対する割合により権利を取得する。

第百四十七条中「第六百六十一条及び」を削る。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 政府の漁業共済保険事業（漁業共済保険事業）

第百四十七条の二 政府が行なう漁業共済保険事業は、連合会が漁獲共済及び養殖共済に係る漁業再共済事業によつてその会員に対して負う再共済責任を保障する事業とする。

（保険契約の当然成立）
第百四十七条の三 連合会とその会員との間に漁獲共済又は養殖共済に係る漁業再共済事業の再共済契約が成立したときは、これによつて、保険区分ごとに、政府と連合会との間に、その共済責任期間の開始日が同一の会計年度に属する漁獲共済又は養殖共済に係る共済契約についての再共済契約（以下「同一年度再共済契約」という。）に係る再共済責任を一体として、これにつき当該漁業再共済事業に係る漁業共済保険事業の保険契約が成立するものとする。

2 前項の保険区分（以下単に「保険区分」という。）は、漁獲共済に係るものにあつては漁業の種類、養殖共済に係るものにあつては養殖業の種類に応じ政令で定める。

（保険金額）
第百四十七条の四 政府の保険金額は、保険区分ごとに、同一年度再共済契約に係る再共済金額の合計額のうち、政令で定めるところにより連合会の再共済責任に係る危険の態様を勘案して農林大臣が定める方法により算定される金額（以下「連合会責任総再共済金額」という。）をこえる部分の金額とする。

（保険料）
第百四十七条の五 政府の保険料の金額は、保険区分ごとに、同一年度再共済契約に係る純再共済掛金の合計額のうち、政府の保険責任に係る危険に対応するものとして農林大臣の定めるところにより算定される部分の金額とする。

（保険料の払い戻し）
第百四十七条の六 連合会は、漁獲共済又は養殖共済に係る再共済契約につき第百四十二条の規定により再共済掛金の払い戻しをしなければならぬときは、農林省令で定めるところにより、政府に対し、保険料の全部又は一部の払い戻しを請求することができる。

（保険金）
第百四十七条の七 連合会は、漁獲共済又は養殖共済に係る再共済契約につき第百四十二条の規定により再共済掛金の払い戻しをしなければならぬときは、農林省令で定めるところにより、政府に対し、保険料の全部又は一部の払い戻しを請求することができる。

第四百七十七条の七 政府の保険金は、保険区分ごと、連合会が同一年度再共済契約につき支払うべき再共済金の合計額が当該同一年度再共済契約に係る連合会責任総再共済金額をこえる場合に支払うものとし、その金額は、当該再共済金の合計額のうちそのこえる部分の金額に相当する金額とする。

(通知義務)

第四百七十七条の八 連合会は、漁獲共済又は養殖共済に係る再共済契約が成立したときは、農林省令で定めるところにより、農林大臣に対し、当該再共済契約に關し必要な事項を通知しなければならない。

2 連合会は、前項の規定により通知した事項に変更があつたとき、又は同項に規定する再共済契約がその効力を失つたときは、農林省令で定めるところにより、遅滞なく、これを農林大臣に通知しなければならない。

第四百七十七条の九 連合会は、農林省令で定めるところにより、漁業共済保険事業の適正円滑な運営を確保するため必要と認められる事項を農林大臣に通知しなければならない。

(免責事由)

第四百七十七条の十 次に掲げる場合には、政府は、保険金の全部又は一部につき、その支払の責めを免れることができる。

一 連合会が、法令又は連合会の共済規程に違反して再共済金を支払つたとき。

二 連合会が、損失又は損害の額を不当に認定して再共済金を支払つたとき。

三 連合会が、正当な理由がないのに、保険料の支払を遅滞したとき。

四 連合会が、第四百七十七条の八又は前条の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

(納付金)

第四百七十七条の十一 保険金の支払を受けた連合会は、当該支払を受けた保険金に係る保険区分

に属する同一年度再共済契約につき第四百四十六条の二又は第四百四十七条において準用する商法第六百六十二条の規定により取得した権利を行使し又は処分して得た金額から、その行使又は処分によつて費用を控除した残額に、当該支払を受けた保険金の金額の当該同一年度再共済契約につき支払つた再共済金の金額の合計額に対する割合を乗じて得た金額を、遅滞なく政府に納付しなければならない。

(審査の申立て)

第四百七十七条の十二 連合会は、漁業共済保険事業に關する政府の処分につき不服があるときは、農林大臣に対し、審査を申し立てることができる。

2 前項の規定による審査の申立てがあつたときは、農林大臣は、漁業共済保険審査会の審査を経て裁決する。

3 第一項の審査の申立ては、時効の中断に關しは、裁判上の請求とみなす。

(準用規定)

第四百七十七条の十三 政府の漁業共済保険事業については、第八十三条及び第九十六条の規定を準用する。

(漁業共済保険審査会)

第四百七十七条の十四 農林省に漁業共済保険審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、第四百四十七条の十二第二項の規定によりその権限に属させた事項を処理する。

第四百七十七条の十五 審査会は、農林大臣の任命する次の委員で組織する。

一 農林省の職員 三人

二 連合会の役員 三人

三 学識経験者 三人

2 審査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代行する。

5 委員は、非常勤とする。

6 前各項に規定するもののほか、審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第四百六十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

第四百六十七条を次のように改める。

(役員欠格事項)

第四百六十七条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く）は、役員となることができな

い。

第四百九十五条第三項中「前二項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項第二号中「第四百四十四条第二号」の下に「若しくは第三号」を、

「その営む漁業の規模」の下に「（その者が第四百六条第一項第二号に掲げる団体であるときは、その構成員の営む漁業の平均規模）」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による共済契約者に対する補助金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険及漁業共済保険特別会計に繰り入れる。

第四百九十六条第二項中交付することができるを「交付し、又は連合会が支払うべき保険料の全部若しくは一部に充てて、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の保険料収入に計上することができる」に改め、第六章中同条の次に次の一条を加える。

（漁業共済保険事業に關する事務費の繰入れ）
第四百九十六条の二 政府は、漁業共済保険事業の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険及漁業共済保険特別会計に繰り入れるものとする。

附則 附則第二条第二項を削る。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年十一月一日から施行する。ただし、目次の改正規定中第六章に係る部分の規定、第九十五条及び第九十六条第二項の改正規定、第九十六条の次に一條を加える改正規定並びに附則第三条から第六条までの規定及び附則第七條中農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）第七十七條第十号に係る部分の規定は、公布の日から施行する。

2 附則第三条から第六条までに規定する各法律のこれらの規定による改正後の規定は、昭和四十二年年度の予算から適用する。

(適用区分)

第二条 改正後の漁業災害補償法（以下「新法」という。）第八十条第二項、第八十五条第一項、第九十一条第四項、第九十四条、第九十五条第一項、第九十号、第九十八号第一項、第九十九条第三項及び第一百零二条の規定は、その共済責任期間の開始日が昭和四十三年一月一日以後の日である漁獲共済に係る共済契約（以下「新法適用漁獲共済契約」という。）について適用し、その共済責任期間の開始日が昭和四十二年十二月三十一日以前の日である漁獲共済に係る共済契約（以下「旧法適用漁獲共済契約」という。）については、なお従前の例による。

2 新法第四百四十四条第二号及び第三号、第四百六条第一項、第九十八条第三項から第五項まで、第九十九条第二項、第二百二十条第三項並びに第二百二十四条の規定は、その共済責任期間の開始日が昭和四十三年四月一日以後の日である養殖共済に係る共済契約（以下「新法適用養殖共済契約」という。）について適用し、その共済責任期間の開始日が同年三月三十一日以前の日である養殖共済に係る共済契約（以下「旧法適用養殖共済契約」という。）については、なお従前の例による。

3 新法第四百四十条、第四百四十一条、第四百四十三条及び第四百四十六條の二から第四百四十七條の十三までの規定は、新法適用漁獲共済契約又は新

次に掲げる者をいう。

- 一 漁業を営む個人又は会社であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二条第一項に規定する漁船をいう。）の合計総トン数が二千トンをこえない範囲内において政令で定めるトン数以下であるもの
- 二 漁業を営む漁業協同組合
- 三 漁業生産組合

2 この法律において「指定業種」とは、沿岸漁業等振興法（昭和三十八年法律第六十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業以外の漁業の業種であつて、次の各号のすべてに該当するものとして政令で定めるものをいう。

- 一 当該業種に係る漁業生産活動の相当部分が中小漁業者によつて行なわれていること。
- 二 当該業種に係る漁獲量の変動、漁業経営の増大等により当該業種に係る漁業を営む中小漁業者の相当部分の経営が不安定となつており又は不安定となるおそれがあるため、当該業種に係る中小漁業につき、沿岸漁業等振興法第九条各号に掲げる事項に関し改善を行なつてその生産性の向上その他経営の近代化を促進することにより、その振興を図ることが特に必要であると認められること。

（中小漁業振興計画）

第三条 農林大臣は、政令で定めるところにより、指定業種ごとに、当該指定業種に係る中小漁業について中小漁業振興計画（以下「振興計画」という。）を定めなければならない。

2 振興計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 経営規模の拡大、生産行程についての協業化、資本設備の高度化等経営の近代化の目標
 - 二 沿岸漁業等振興法第九条各号に掲げる事項の改善に関する基本的事項
- 8 農林大臣は、経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、振興計画を変更

するものとする。

（公表及び助言、指導等）

第四条 農林大臣は、前条の規定により振興計画を定め、又はこれを変更したときは、その要旨を公表するとともに、その公表に係る振興計画の達成のために必要な助言、指導及び資金の融通のあつせんを行なうものとする。

（農林漁業金融公庫からの資金の貸付け）

第五条 農林漁業金融公庫は、指定業種に係る漁業以下「指定業種漁業」という。）を営む中小漁業者に対し、その者の申請に基づき、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）で定めるところにより、その者が当該指定業種に係る振興計画において定められた経営の近代化の目標に達することとなるように漁船の改造、建造若しくは取得又は漁具その他の設備の改良、造成若しくは取得をするのに必要な資金の貸付けを行なうものとする。

（合併等の場合の課税の特例）

第六条 農林大臣は、政令で定めるところにより、指定業種漁業を営む中小漁業者（漁業協同組合及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第三に掲げる漁業生産組合を除く。以下この条及び次条において同じ。）に対し、その者が指定業種漁業を営む他の法人である中小漁業者と合併し、又は指定業種漁業を営む他の法人である中小漁業者に対して出資をし、若しくは指定業種漁業を営む他の中小漁業者とともに出資をして指定業種漁業を営む法人（会社及び同表に掲げる漁業生産組合以外の漁業生産組合に限る。）を設立することにより、当該指定業種漁業を営む中小漁業者のその漁業の生産性が著しく向上し、かつ、当該中小漁業者が当該指定業種に係る振興計画において定められた経営の近代化の目標に達することとなることを認められる旨の認定をすることができる。

2 農林大臣は、前項に規定する出資をする指定業種漁業を営む中小漁業者であつて法人であるものに對し同項の認定をする場合には、政令で

定めるところにより、その者に対し、当該出資に係る資産が当該出資を受ける法人又は当該出資に基づいて設立される法人の営む指定業種漁業の用に供するため必要なものである旨の認定をあわせてすることができ。

3 第一項若しくは前項の認定を受けた中小漁業者、第一項の認定に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は同項の認定に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人については、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）で定める

別表第二中

「七 沿岸漁業者の経営の近代化を図るため漁船の改造、建造若しくは取得又は沿岸漁業に係る生産行程の協業化を計画的に実施するのに必要な資金であつて第十八条第一項第五号の二又は第八号に掲げるもののうち主務大臣の指定するもの」		「七 沿岸漁業者の経営の近代化を図るため漁船の改造、建造若しくは取得又は沿岸漁業に係る生産行程の協業化を計画的に実施するのに必要な資金であつて第十八条第一項第五号の二又は第八号に掲げるもののうち主務大臣の指定するもの」	
年	年	年	年
六分五厘	六分五厘	六分五厘	六分五厘
十五年	十五年	十五年	十五年
十八年	十八年	十八年	十八年
三年	三年	三年	三年
に改める。		に改める。	

とらにより、法人税又は登録免許税を軽減する。

（減価償却の特例）

第七条 指定業種漁業を営む中小漁業者は、租税特別措置法で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができ。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林漁業金融公庫法の一部を次のように改正する。
第十八条第三項中「若しくは林業経営の改善」を「林業経営の改善若しくは中小漁業の経営の近代化」に改める。

四月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、農事放送施設に対する助成措置等に関する請願(第六〇〇号)

一、岩手県下の漁港局部改良事業の推進等に関する請願(第六四五号)

一、新潟港の外国産小麦輸入港指定に関する請願(第六九六号)

一、消費者米価値上げ反対に関する請願(第六九八号)

一、愛知用水公団職員の身分安定に関する請願(第七二五号)

第六〇〇号 昭和四十二年三月二十五日受理
農事放送施設に対する助成措置等に関する請願(二十四通)

請願者 神奈川県足柄上郡大井町農協西部支所有線部内 小野敏平外二十九名

紹介議員 河野 謙三君
農業協同組合の農事放送施設(共同利用施設)の運営を円滑、健全に行ないうよう、国の補助を復元するとともに、関係制度の整備を図られたる。

理由
一、農事放送については、昭和三十一年から同三十七年まで新農山漁村総合計画に基づく国の補助がなされて全国的に普及し、昭和四十一年十月現在、その共同利用施設は千八百一施設、加入戸数百七十八万戸、これが利用人口は実に一千万人の多きに達し、農事指導に限りない利便をもたらしている。

二、しかるに昭和三十八年以降は国の補助が打ち切られたことから、それぞれ農業協同組合は自費によつて当該施設の運営管理を行なつてきているが、営利事業をする施設でないため、相当の負担となつてゐる。

三、また、最近の国会で行なわれた、この農事放送の通話と放送を分離するがごとき決議は、施設の運営をさらに困難におとしめるものである。

第六四五号 昭和四十二年三月二十八日受理
岩手県下の漁港局部改良事業の推進等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸岩手県議会議長 山崎権三

紹介議員 谷村 貞治君
岩手県漁業の特殊性を考慮し沿岸漁業構造改善事業の効率的な実施を図るため、漁港局部改良事業を大幅に推進されたい。また、岩手県沿岸は、その立地条件により漁獲物の流通及び漁業用資材等の輸送上悪条件下にあるから、これが合理的な漁港の機能を発揮できるように漁港関連道路整備事業の促進を図られたい。

理由
岩手県沿岸は、沿岸漁業構造改善事業の実施に伴い、養殖漁業(特にワカメ養殖)は、飛躍的に伸展し、養殖場の開発等顕著な効果をあげ、漁家経営向上の大きな推進力となつており、これと並行して小型漁船の増加もめざましいものがある。しかるに、この漁業根拠地となる地元漁港の整備は遅延として進まない現状にある。

第六九六号 昭和四十二年三月二十九日受理
新潟港の外国産小麦輸入港指定に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町新潟県議会議長 小野清一

紹介議員 小柳 牧衛君
信越、北陸、東北地方における外国産小麦及びふすま原料の需要は逐年増加しているが、日本海沿岸に小麦の輸入港がないため、太平洋岸からの長距離輸送を余儀なくされ、多くの支障をきたしている。同地方における小麦の需給の安定と流通の円滑化をはかるため、新潟港を外国産小麦の輸入港に指定されたい。

第六九八号 昭和四十二年三月二十九日受理
消費者米価値上げ反対に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町新潟県議会議長 小野清一

紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第四七八号と同じである。

第七二五号 昭和四十二年三月三十日受理
愛知用水公団職員の身分安定に関する請願

請願者 名古屋市中区南外堀町六ノ一愛知用水労働組合内 阿部貞雄

紹介議員 成瀬 幡治君
愛知用水公団に課せられた豊川用水事業の完成を一年後にひかえ、愛知用水公団職員の組織が効果的かつ高度に活用されるために、国家的見地から、職員の身分安定の方向付けをぜひとも今国会中に配慮されたい。

理由
豊川用水事業の完成は一年後であるが、完了後の愛知用水公団のあり方と職員の身分についての方向は不明確で、職員の不安と動揺はおおい難い。水資源の高度の活用、そのための開発が社会的に非常に重要かつ急務である現時点において、この種事業に高度の経験と技術を有する愛知用水公団の職員を有効に活用できないことは、豊川用水事業の期限内完成のためのみならず、国家的にみても大きな損失である。

昭和四十二年四月二十二日印刷

昭和四十二年四月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局